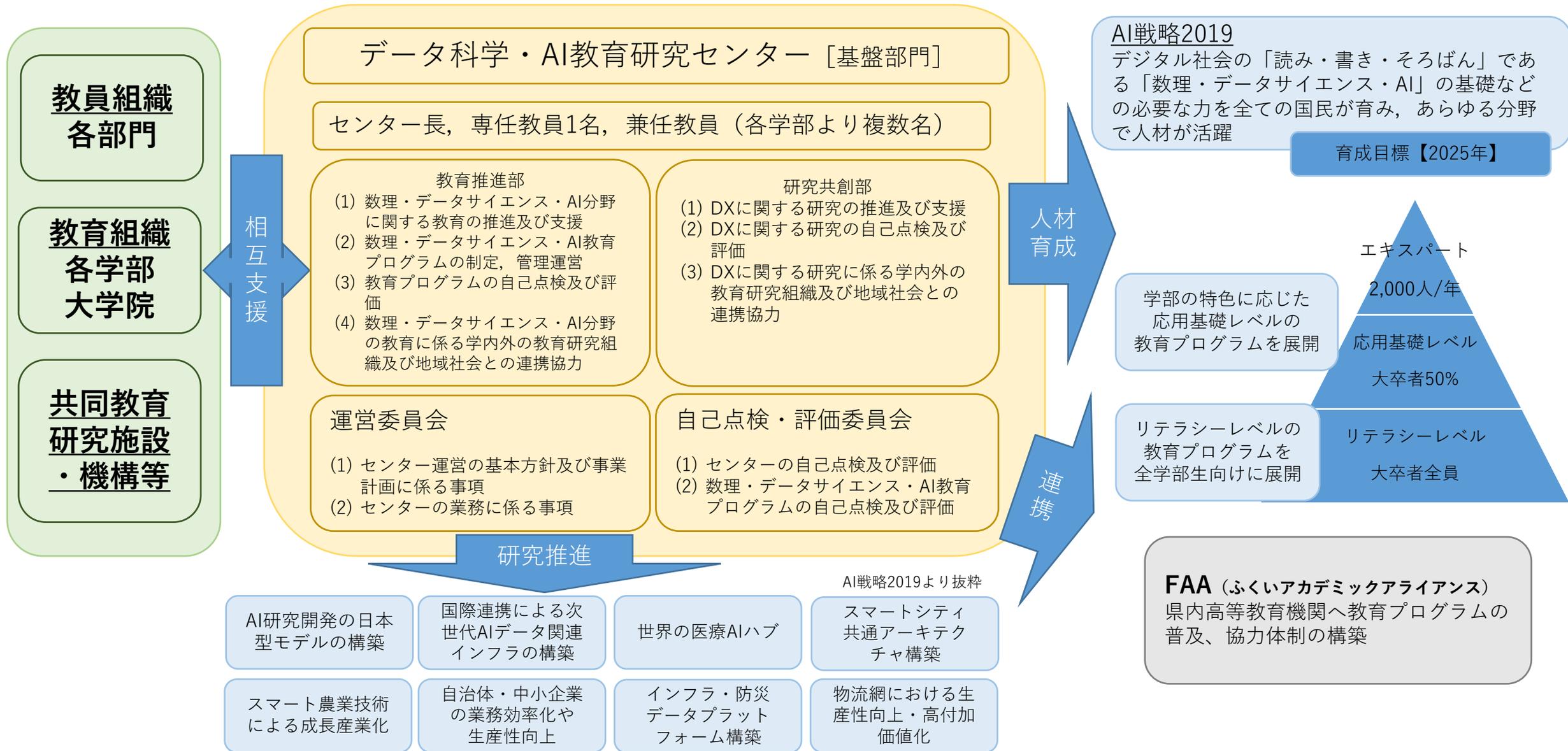


# 福井大学データ科学・AI教育研究センター概要

Center for Data Science and Artificial Intelligence (略称：DAセンター)



# 福井大学データ科学・AI教育研究センター規程

令和3年6月23日  
福大規程第85号

(趣旨)

第1条 この規程は、福井大学学則（平成16年福大学則第1号）第8条の3第2項の規定に基づき、福井大学データ科学・AI教育研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、福井大学の教育研究理念と目標を達成するために、学部、大学院及び関連する各学内共同教育研究施設等と連携協力し、数理・データサイエンス・AI分野の技術を駆使しデジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）を実践できる人材を育成すること及びDX関係施策の高度化・豊富化のための方法論・基盤技術に関する研究を推進することを目的とする。

(組織)

第2条の2 センターに、次の部を置く。

- (1) 教育推進部
- (2) 研究共創部

(業務)

第3条 教育推進部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 数理・データサイエンス・AI分野に関する教育の推進及び支援に関すること。
- (2) 数理・データサイエンス・AI教育プログラムの制定、管理運営に関すること。
- (3) 数理・データサイエンス・AI教育プログラムの自己点検及び評価に関すること。
- (4) 数理・データサイエンス・AI分野の教育に係る学内外の教育研究組織及び地域社会との連携協力に関すること。
- (5) その他数理・データサイエンス・AI分野の教育に必要なこと。

2 研究共創部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) DXに関する研究の推進及び支援に関すること。
- (2) DXに関する研究の自己点検及び評価に関すること。
- (3) DXに関する研究に係る学内外の教育研究組織及び地域社会との連携協力に関すること。
- (4) その他DXに関する研究に必要なこと。

(職員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 部長
- (4) 専任教員
- (5) 兼任教員
- (6) その他必要な職員

2 センター長、副センター長、部長及び専任教員の選考に関する必要な事項は、別に定める。

3 兼任教員は、所属する部局の長の推薦に基づき、学長が任命する。

4 兼任教員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第5条 センター長は、センターの管理運営をつかさどり、所属職員を監督する。

2 副センター長は、センター長の業務を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 部長は部の業務を掌理する。

4 専任教員及び兼任教員は、センターの業務を処理する。

5 その他の職員は、センターの業務に従事する。

(客員教授等)

第6条 センターに、客員教授又は客員准教授（以下「客員教授等」という。）を置くことができ

る。

- 2 客員教授等の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。
- 3 客員教授等の選考は、国立大学法人福井大学客員教授等称号付与規程（平成21年福大規程第1号）の定めるところによる。

（運営委員会）

第7条 センターの円滑な運営を図るため、福井大学データ科学・AI教育研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会に関する必要な事項は、別に定める。

（推進部会）

第7条の2 部に、専門の事項を推進するため、推進部会を置くことができる。

- 2 推進部会に関する必要な事項は、運営委員会が定める。

（自己点検・評価委員会）

第8条 福井大学内部質保証規程（令和2年福大規程第1号）第8条及び本規程第3条第3号に定める自己点検及び評価を実施するために、データ科学・AI教育研究センター自己点検・評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

- 2 評価委員会に関する必要な事項は、別に定める。

（事務）

第9条 センターの事務は、学務部教務課において処理する。

- 2 第3条に規定する各部の事務は、教育推進部にあつては学務部教務課、研究共創部にあつては研究・地域連携推進部研究推進課において処理する。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に任命される第4条第1項第4号に掲げる兼任教員の任期は、第4条第4項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

附 則（令和6年3月19日福大規程第66号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

# 福井大学データ科学・AI 教育研究センター運営委員会要項

令和3年6月23日

学長裁定

## (目的)

第1条 この要項は、福井大学委員会規程（平成16年福大規程第36号）第6条第2項及び福井大学データ科学・AI 教育研究センター規程（令和3年福大規程第85号。以下「センター規程」という。）第7条第2項の規定に基づき、福井大学データ科学・AI 教育研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）について、必要な事項を定める。

## (審議事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 福井大学データ科学・AI 教育研究センター（以下「センター」という。）の運営の基本方針及び事業計画に係る事項
- (2) センター規程第3条に規定する業務に係る事項
- (3) その他センターに関する重要事項

## (組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 専任教員
- (4) 兼任教員
- (5) 学務部教務課長
- (6) 学務部松岡キャンパス学務課長
- (7) その他運営委員会が必要と認めた者

2 センター長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 議長に事故があるときは、副センター長が議長の職務を行う。

## (議事)

第4条 運営委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (委員以外の出席)

第5条 議長が必要と認めるときは、運営委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (作業部会)

第6条 運営委員会に、特定の事項を処理するために、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会に関する必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 運営委員会の事務は、学務部教務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要項は、令和3年7月1日から施行する。

# 福井大学データ科学・AI 教育研究センター自己点検・評価委員会要項

令和3年6月23日

学長裁定

## (目的)

第1条 この要項は、福井大学データ科学・AI 教育研究センター規程（令和3年福大規程第85号。以下「センター規程」という。）第8条第2項の規定に基づき、福井大学データ科学・AI 教育研究センター自己点検・評価委員会（以下「評価委員会」という。）について、必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) データ科学・AI 教育研究センター（以下「センター」という。）の自己点検及び評価に係る事項
- (2) 数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの自己点検及び評価に係る事項
- (3) センターの業務改善、及び数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの教育改善に資する提言に係る事項

## (組織)

第3条 評価委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（教育，評価担当）
- (2) センター長
- (3) 理事（教育，評価担当）が指名するセンター専任教員及び兼任教員
- (4) 各学部の教務学生委員長又は教育委員長
- (5) 学務部長
- (6) その他評価委員会が必要と認めた者

2 理事（教育，評価担当）は、評価委員会を招集し、その議長となる。

3 議長に事故があるときは、第1項第2号の委員が議長の職務を行う。

## (議事)

第4条 評価委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (委員以外の出席)

第5条 議長が必要と認めるときは、評価委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (事務)

第6条 評価委員会の事務は、学務部教務課において処理する。

## (雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、理事（教育，評価担当）が別に定める。

附 則

この要項は、令和3年7月1日から施行する。